

株 主 各 位

神戸市長田区梅ヶ香町一丁目1番10号
株式会社 増田製粉所
代表取締役社長 武 政 亮 佐

第129回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第129回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日(水曜日)当社営業時間終了の時(午後5時30分)までに到着するようご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 神戸市長田区梅ヶ香町一丁目1番10号
当社本店3階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第129期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第129期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 取締役2名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件

以 上

1. 当社は、法令および定款第18条の規定に基づき、提供書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.masufun.co.jp/>)に掲載しておりますので、本株主総会の提供書類には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」
2. 添付書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.masufun.co.jp/>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。
3. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、経済政策を背景に緩やかな回復基調にあるものの、個人消費の回復には停滞感がみられるなど、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

食品業界におきましては、消費者の先行き不安感からの節約志向が強く、販売競争は厳しさを増しており、経営環境は非常に厳しいものとなりました。

麦価動向につきましては、外国産小麦の政府売渡価格が平成28年4月に平均7.1%、10月に平均7.9%引き下げられたことに伴い、それぞれ業務用小麦粉の販売価格を改定いたしました。なお、平成29年4月には平均4.6%の引き上げが決定されております。

このような環境下、当社グループは企業体質強化に努め、効率化を強力に推進し、当社グループの販売網や製品特性を活かした販路拡大の促進など、業績の向上に努力いたしますとともに、業務提携先である日東富士製粉株式会社および主要株主である株式会社神明とのシナジー効果の創出に注力いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は次のとおりとなりました。

(単位：千円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
平成29年3月期	8,000,667	463,703	531,180	331,358
平成28年3月期	8,722,974	376,127	390,971	223,607
増減率	△8.3%	23.3%	35.9%	48.2%

当連結会計年度における売上高は80億円（前期比7億2千2百万円減、8.3%減）となりました。売上総利益は17億5千3百万円（前期比1億1千1百万円増、6.8%増）となり、営業利益は4億6千3百万円（前期比8千7百万円増、23.3%増）、経常利益は5億3千1百万円（前期比1億4千万円増、35.9%増）、税金等調整前当期純利益は5億3千1百万円（前期比1億4千1百万円増、36.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3億3千1百万円（前期比1億7百万円増、48.2%増）となりました。

(2) 事業別の状況

(製粉)

当社グループの主要事業である製粉事業におきましては、小麦粉需要の低迷に加え、相次ぐ原料小麦の価格変動、販売競争の激化等、厳しい状況下で推移いたしました。当社は、新製品として国内産パン用粉「銀将」を発売いたしました。さらに、国内産小麦で製造した「春よ恋」、「春よ恋挽きぐるみ」、「宝笠ドゥノール」等、こだわりのある付加価値の高い製品の販売活動を推進するとともに、製造歩留りの改善等の生産性向上およびコスト削減に努めました。この結果、売上高は57億4千5百万円（前期比5億6千万円減、8.9%減）となりましたが、営業利益は4億3千2百万円（前期比1億3千1百万円増、43.6%増）となりました。

(食品)

食品事業におきましては、乾麺需要の低迷および、「ハローキティそうめん」等、高付加価値商品の販売も減少したため、売上高は22億5千5百万円（前期比1億6千1百万円減、6.7%減）、営業利益は2千8百万円（前期比5千1百万円減、64.0%減）となりました。

(企業集団の報告セグメント別売上高)

報告セグメント	売上高 (千円)	構成比 (%)	前期比 (千円)
製粉	5,745,266	71.8	△560,875
食品	2,255,401	28.2	△161,431
合計	8,000,667	100.0	△722,306

(3) 設備投資等の状況

特記すべきものはありません。

(4) 資金調達の状況

特記すべきものはありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、消費者の先行き不安感からの節約志向が依然として強く、少子高齢化による市場縮小、企業間格差の拡大傾向等、厳しさを増している状況にあります。

さらに、平成28年12月に批准したTPP（環太平洋経済連携協定）からの米国離脱後の今後の展開、政府の麦政策のさらなる変化等、事業環境の変化が見込まれております。

このようななか、お客様に満足される高い品質・安心とサービスを提供するとともに、付加価値の高いオンリーワンの商品を社業発展の原動力とすることに取り組んでまいります。

食品全般の安全、安心への関心がますます高まるなか、食品事業におきましては、ISO認証取得に続き、食品安全システムの国際認証規格であるFSSC 22000（Food Safety System Certification 22000）を取得しております。グループ主力の製粉事業におきましても、ISO認証取得、AIB（American Institute of Baking）国際検査統合基準を満たした工場認定に続き、海外市場への対応強化のため、FSSC22000の取得およびハラール認証の取得に取り組んでまいります。今後も、これらの基準の維持向上に努め、食品産業の一員として、一層安全で良質な製品を市場に安定供給するとともに、人々の健康・安全・安心と豊かな食生活に貢献し、社会的責務を果たす所存でございます。また、業務提携先の日東富士製粉株式会社および株式会社神明との事業発展に向けての取り組みをさらに強化し、相乗効果をあげていきたいと考えております。

何とぞ株主の皆様引き続き変わらぬご支援を賜りたくお願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第126期 (平成26年3月期)	第127期 (平成27年3月期)	第128期 (平成28年3月期)	第129期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)
売 上 高 (千円)	8,398,404	8,558,864	8,722,974	8,000,667
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	267,763	157,152	223,607	331,358
1株当たり 当期純利益 (円)	29.36	17.23	24.52	36.34
総 資 産 (千円)	7,261,042	7,941,121	7,683,228	7,657,673
純 資 産 (千円)	4,155,881	4,325,228	4,478,839	4,836,927
1株当たり 純 資 産 額 (円)	406.85	423.43	436.51	472.71

(7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
カネス製麺株式会社	50百万円	49.9%	乾麺製造販売 (素麺、冷麦、うどん、そば等)
兼 三 株 式 会 社	30百万円	48.0%	食料品販売 (小麦粉、砂糖等)

(8) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

当社グループは、当社および連結子会社2社で構成され、主として製粉、食品の事業を行っております。

事 業	主 要 製 品
製 粉	小麦粉・ふすま・プレミックス粉
食 品	乾麺

(9) 主要な営業所および工場（平成29年3月31日現在）

① 当社

会社名	名称	所在地
株式会社増田製粉所	本社	神戸市長田区
	支店	東京都中央区

② 子会社

会社名	名称	所在地
カネス製麺株式会社	本社	兵庫県たつの市
兼三株式会社	本社	神戸市長田区

(10) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

従業員数		(前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
男性	107名	(6名増)	44.9歳	14.4年
女性	38名	(4名減)	39.1歳	12.7年
合計	145名	(2名増)	43.4歳	13.9年

(注) パートタイマーは除いております。

(11) 主要な借入先

借入先	借入額
	千円
株式会社みなと銀行	526,000
株式会社三井住友銀行	306,784
株式会社みずほ銀行	252,414
兵庫県信用農業協同組合連合会	147,400
株式会社京都銀行	106,947
西兵庫信用金庫	100,000
株式会社広島銀行	100,000
株式会社りそな銀行	100,000

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,117,014株（自己株式 882,986株を除く。）
- (3) 株主数 1,266名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日東富士製粉株式会社	2,800	30.71
株式会社 神明	1,343	14.74
株式会社みなと銀行	400	4.38
MSIP CLIENT SECURITIES	328	3.59
株式会社みずほ銀行	315	3.45
株式会社ヴォークス・トレーディング	300	3.29
増田嘉久	184	2.02
東京海上日動火災保険株式会社	169	1.85
株式会社三井住友銀行	150	1.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	137	1.50

- (注) 1. 株式会社神明ホールディングスは、平成28年10月1日をもって株式会社神明となっております。
2. 当社の自己株式882,986株は、上記大株主から除外しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
武 政 亮 佐	代表取締役社長 (営業本部長)	カネス製麺(株)取締役
市 川 治 郎	取締役(業務本部長 兼業務部長)	カネス製麺(株)取締役
岩 永 和 弘	取締役(管理本部長 兼総務部長)	カネス製麺(株)監査役 兼三(株)監査役
岡 田 元	取締役(製造本部長)	-
小 島 敏 宏	取締役	日東富士製粉(株)執行役員営業本部副 本部長兼食品部長
久保田 秀 哉	常勤監査役	カネス製麺(株)監査役 兼三(株)監査役
岩 崎 和 文	監査役	岩崎公認会計士・税理士事務所 所長 虹技(株)社外取締役 多木化学(株)社外監査役 (株)山陽百貨店社外監査役
堀 江 博	監査役	(株)神明常勤監査役
乾 哲 也	監査役	日東富士製粉(株)大阪営業所長

- (注) 1. 取締役 小島 敏宏氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 岩崎 和文、堀江 博、乾 哲也の3氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、監査役 岩崎 和文、堀江 博の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 岩崎 和文氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 江川 茂氏は、平成28年5月26日をもって辞任いたしました。
6. (株)神明ホールディングスは、平成28年10月1日をもって(株)神明となっております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 の 額
取 締 役	6 人	38,545千円
監 査 役	4 人	13,800千円
(取締役・監査役のうち社外役員)	(4 人)	(4,800千円)
計	10人	52,345千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成9年2月27日開催の第108回定時株主総会において月額6,500千円（年額換算78百万円）以内、監査役の報酬限度額は、平成6年2月25日開催の第105回定時株主総会において月額2,500千円（年額換算30百万円）以内とご決議いただいております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
3. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名、監査役4名であります。

(3) 社外役員に関する事項（平成29年3月31日現在）

取締役

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
取締役 小島 敏宏氏は、当社のその他の関係会社に該当する日東富士製粉(株)執行役員営業本部副本部長兼食品部長で、当社は、日東富士製粉(株)と小麦粉およびプレミックス粉の売買を行っております。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当期における主な活動状況
当事業年度に開催された取締役会には、取締役 小島 敏宏氏は、取締役会14回中14回出席し、客観・中立的な立場から、議案・報告事項に対し適宜質問し、社外の立場から意見を述べております。
- ④ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

監査役

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
監査役 岩崎 和文氏は、岩崎公認会計士・税理士事務所の所長、虹技(株)の社外取締役、多木化学(株)および(株)山陽百貨店の社外監査役ですが、いずれも当社との間には特別な関係はございません。

監査役 堀江 博氏は、当社の主要株主である(株)神明の常勤監査役で、当社は、(株)神明から原材料の仕入を行い、(株)神明へは、当社製品の販売を行っております。

監査役 乾 哲也氏は、当社のその他の関係会社に該当する日東富士製粉(株)大阪営業所長で、当社は、日東富士製粉(株)と小麦粉およびプレミックス粉の売買を行っております。

- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

- ③ 当期における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会には、監査役 岩崎 和文氏、堀江 博氏および乾 哲也氏のいずれもが14回中14回出席し、報告事項や決議事項について疑問点等を明らかにするため適宜質問し、社外監査役として必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

当事業年度に開催された監査役会には、監査役 岩崎 和文氏、堀江 博氏および乾 哲也氏のいずれもが14回中14回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項等の協議を行っております。

- ④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告をうけた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について同意しております。

(3) 監査法人が行った非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

- (6) 会計監査人が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分の内容

- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・3ヶ月間の業務の一部の停止命令（契約の新規の締結に関する業務の停止）

（平成28年1月1日から平成28年3月31日まで）

6. 当社の業務の適正を確保するための会社の体制およびその運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容についての概要およびその運用状況については次のとおりであります。

【決議内容の概要】

- (1) 当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「行動規範」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンスマニュアル」を定め、取締役および使用人は自らその徹底をはかるとともに、当社企業グループベースで法令、定款、社会的規範等の遵守に努め、業務の遂行にあたる。

取締役が、他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合や経営に重大な影響をおよぼす問題を認識した場合は、直ちに監査役および取締役に報告するものとする。

監査役は、取締役会や随時開催する幹部会議に出席し、法令および定款適合の他、コンプライアンスの観点から必要に応じて意見を述べる。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録や稟議書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令・社内規定に基づき保存・管理する。

また、取締役会議事録・稟議書・決算に関する計算書類・重要な契約書等、取締役の職務の執行に係る重要書類については、監査役会からの閲覧の要請に常時応じる。

(3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程に基づき、各部および事業所は、リスクの重要度および特性に応じた対応策を講じ、損失の最小化をはかるものとする。
- ② 取締役は、自らの分掌のリスク管理についての責任を持ち、これを指揮統括するものとする。
- ③ 全社横断的なリスク管理が必要な場合には、委員会等を設置して総合的な対応をはかるものとする。
- ④ 経営戦略上のリスク管理方針、その他重要なリスク管理方針については取締役会の承認を要するものとする。
- ⑤ 会社経営に重大な影響をおよぼすような事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限にとどめる体制を整える。

(4) 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内外に大きな影響のある重要案件は取締役会により決定するとともに、随時開催する幹部会議等により意思の疎通、意思決定の迅速化と俊敏な実行をはかる体制を構築する。

(5) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
その他の当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

取締役会への出席、審議により子会社経営を管理監督し、必要に応じて報告をうけ、またはモニタリングを行う。また、業務の適正を確保するため、当社グループ企業すべてに当社と同様の規程を定め運用する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として、必要に応じて当社の使用人から監査役補助者を任命する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助者は、その指示に関して取締役等の指揮命令をうけないものとする。なお、監査役補助者の任命、解任、人事異動、評価等は、監査役会の同意を得た上で決定するものとする。

(8) 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告をうけた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役および使用人が監査役に報告すべき事項は速やかに、かつ確実に報告しなければならない。当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。
- ② 内部通報制度運用規程を定め、その適正な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度運用規程に基づき、報告をしたことを理由に通報者が不利益な取扱いを受けないように適切な措置をとるものとする。また当社グループ企業においても同様の保護がうけられるよう、指導・監督する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について弁護士等外部専門家の活用をする等で、会社に対して次に掲げる請求をしたときは、会社は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、請求に基づき支払うものとする。

- ① 費用の前払の請求
- ② 支出した費用および支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- ③ 負担した債務の弁済の請求

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、稟議書およびその他の重要な文書を検閲し、必要の都度、取締役または使用人に説明を求める。また、取締役会や随時開催する幹部会議に出席し、決議または報告事項につき必要に応じて意見を述べる。さらに、内部監査室および会計監査人と常に緊密に連携し情報交換を行い、監査の実効性を高める。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

- ① 社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応し関係遮断の徹底をはかる。
- ② 反社会的勢力による不当要求事実等の発生時は、総務部を対応部署とし、警察等関連機関とも連携して対応する。

【運用状況】

- ① 取締役会を14回開催し、法令、定款に定められた事項、および取締役会規程に定められた重要事項を決定するとともに、担当取締役から各部門の業務執行状況の報告をうけ、取締役間の意思疎通をはかるとともに、経営陣の業務執行について相互監督を行いました。
- ② 監査役会を14回開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の業務執行、相互監督状況および法令、定款の遵守状況について監査いたしました。

また、常勤監査役は、取締役会に加え、役員幹部会議等の業務執行に関する重要な会議にも出席し情報を収集するとともに、社内文書も日々検閲しており、監査役の日常レベルでの情報入手体制が構築されております。

- ③ 当社の取締役が子会社の取締役または監査役を兼務するとともに、当社の常勤監査役も子会社の監査役を兼任しており、子会社取締役会において、経営に対する助言をはじめ、業務執行状況の監督、取締役の相互監督状況の監査を行い、当社グループベースでの法令等の遵守をはじめとした業務の適正を確保するための体制整備に努めました。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,664,919	流動負債	2,132,326
現金及び預金	1,032,164	支払手形及び買掛金	376,461
受取手形及び売掛金	922,088	短期借入金	1,310,994
商品及び製品	1,059,927	未払法人税等	104,943
原材料及び貯蔵品	1,523,151	その他	339,927
繰延税金資産	41,777	固定負債	688,418
その他	87,280	長期借入金	488,551
貸倒引当金	△ 1,470	繰延税金負債	56,336
固定資産	2,992,753	退職給付に係る負債	73,577
有形固定資産	2,337,799	その他	69,953
建物及び構築物	1,228,227		
機械装置及び運搬具	581,275	負債合計	2,820,745
土地	494,931	(純資産の部)	
その他	33,365	株主資本	4,118,735
無形固定資産	31,822	資本金	500,000
その他	31,822	資本剰余金	67,638
投資その他の資産	623,131	利益剰余金	3,755,294
投資有価証券	492,404	自己株式	△ 204,197
長期貸付金	1,590	その他の包括利益累計額	190,998
繰延税金資産	412	その他有価証券評価差額金	190,998
その他	133,795	非支配株主持分	527,193
貸倒引当金	△ 5,071		
資産合計	7,657,673	純資産合計	4,836,927
		負債純資産合計	7,657,673

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		8,000,667
売 上 原 価		6,247,065
売 上 総 利 益		1,753,602
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,289,898
営 業 利 益		463,703
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	13,070	
そ の 他	61,245	74,316
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,130	
そ の 他	708	6,839
経 常 利 益		531,180
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	625	625
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	29	
固 定 資 産 除 却 損	171	201
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		531,604
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	164,708	
法 人 税 等 調 整 額	931	165,640
当 期 純 利 益		365,964
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		34,605
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		331,358

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	500,000	67,638	3,478,652	△ 203,405	3,842,885
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△ 54,716		△ 54,716
親会社株主に帰属する 当期純利益			331,358		331,358
自己株式の取得				△ 791	△ 791
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	276,641	△ 791	275,850
当 期 末 残 高	500,000	67,638	3,755,294	△ 204,197	4,118,735

	その他の包括 利益累計額	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
当 期 首 残 高	137,820	498,133	4,478,839
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△ 54,716
親会社株主に帰属する 当期純利益			331,358
自己株式の取得			△ 791
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	53,177	29,060	82,238
当 期 変 動 額 合 計	53,177	29,060	358,088
当 期 末 残 高	190,998	527,193	4,836,927

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,479,324	流動負債	1,463,926
現金及び預金	761,821	買掛金	305,149
受取手形	38,899	短期借入金	805,994
売掛金	722,306	未払金	169,085
商品及び製品	418,078	未払法人税等	87,354
原材料及び貯蔵品	1,462,501	未払費用	69,609
前払費用	6,284	預り金	7,396
繰延税金資産	29,532	その他	19,337
その他	39,900	固定負債	651,497
固定資産	2,448,258	長期借入金	488,551
有形固定資産	1,826,418	長期預り金	60,143
建物	823,572	退職給付引当金	47,451
構築物	224,951	繰延税金負債	55,351
機械及び装置	509,622	負債合計	2,115,423
車両及び運搬具	15,586	(純資産の部)	
工具器具及び備品	28,612	株主資本	3,630,464
土地	224,072	資本金	500,000
無形固定資産	23,007	資本剰余金	67,638
電話加入権	894	資本準備金	67,638
その他	22,113	利益剰余金	3,284,443
投資その他の資産	598,832	利益準備金	122,800
投資有価証券	458,639	その他利益剰余金	3,161,643
関係会社株式	36,529	固定資産圧縮積立金	13,252
長期貸付金	1,590	別途積立金	520,000
長期前払費用	3,979	繰越利益剰余金	2,628,390
その他	103,166	自己株式	△ 221,617
貸倒引当金	△ 5,071	評価・換算差額等	181,694
		その他有価証券評価差額金	181,694
資産合計	5,927,582	純資産合計	3,812,158
		負債純資産合計	5,927,582

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,538,794
売 上 原 価		4,183,656
売 上 総 利 益		1,355,137
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		946,812
営 業 利 益		408,324
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	17,451	
そ の 他	14,171	31,622
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,551	
そ の 他	680	4,232
経 常 利 益		435,714
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	319	319
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	29	
固 定 資 産 除 却 損	171	201
税 引 前 当 期 純 利 益		435,832
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	134,556	
法 人 税 等 調 整 額	266	134,823
当 期 純 利 益		301,009

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金				
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
				固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	500,000	67,638	122,800	14,886	520,000	2,380,464	3,038,150
当 期 変 動 額 剰余金の配当 圧縮積立金の取崩 当期純利益 自己株式の取得 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				△ 1,633		△ 54,716 1,633 301,009	△ 54,716 - 301,009
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△ 1,633	-	247,925	246,292
当 期 末 残 高	500,000	67,638	122,800	13,252	520,000	2,628,390	3,284,443

	株主資本		評価・換算差額等	純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△220,825	3,384,963	128,356	3,513,319
当 期 変 動 額 剰余金の配当 圧縮積立金の取崩 当期純利益 自己株式の取得 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)		△ 54,716 - 301,009 △ 791 △ 791	53,338	△ 54,716 - 301,009 △ 791 53,338
当 期 変 動 額 合 計	△ 791	245,500	53,338	298,839
当 期 末 残 高	△221,617	3,630,464	181,694	3,812,158

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社 増田製粉所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小市裕之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井上正彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社増田製粉所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社増田製粉所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社 増田製粉所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小市裕之 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 井上正彦 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社増田製粉所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第129期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第129期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月18日

株式会社増田製粉所 監査役会

常勤監査役	久保田 秀 哉	㊟
社外監査役	岩 崎 和 文	㊟
社外監査役	堀 江 博	㊟
社外監査役	乾 哲 也	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、業績、当社グループを取り巻く経営環境、将来の事業展開に備えた内部留保、安定配当の維持等を総合的に勘案し行うこととしております。

当期の配当は、6円とさせていただきます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金6円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、54,702,084円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、平成29年5月11日開催の取締役会において、本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することを決議いたしました。併せて、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準にすることを目的として株式の併合を実施するものであります。

2. 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、併合の結果、1株に満たない端数が生ずるときは、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日
平成29年10月1日
4. 効力発生日における発行可能株式総数
2,000,000株
5. その他
その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任
願いたいと存じます。

(ご参考)

会社法第182条第2項および第195条第1項の定めに従い、定款一部変更の決議を経ずに、平成29年10月1日付で定款変更が行われます。なお、変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,000万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>200万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> と する。

なお、「単元株式の変更および株式併合に関するQ&A」を30ページから31ページに掲載しておりますのでご覧ください。

第3号議案 取締役2名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役 小島 敏宏氏は任期満了となります。つきましては、経営体質強化のため、取締役1名を増員し、取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	小島敏宏 (昭和34年2月18日生)	<p>昭和58年4月 日東製粉(株)(現日東富士製粉(株)) 入社</p> <p>平成24年10月 同社食品部長</p> <p>平成26年4月 同社食品部長兼外食・特販チームリーダー</p> <p>平成27年4月 同社営業本部副本部長兼食品部長</p> <p>平成27年5月 同社営業本部副本部長兼食品部長兼関東営業所長</p> <p>平成27年6月 当社社外取締役</p> <p>平成28年6月 日東富士製粉(株)執行役員営業本部副本部長兼食品部長</p> <p>平成29年4月 同社執行役員営業本部副本部長 現在に至る</p> <p><重要な兼職の状況> 日東富士製粉(株)執行役員営業本部副本部長</p>	なし
2	※伊藤勇 (昭和44年2月12日生)	<p>平成3年4月 三菱商事(株)入社</p> <p>平成12年1月 同社飼料畜産部</p> <p>平成14年7月 SAHA PATHANA INTER-HOLDING PCL</p> <p>平成16年7月 泰国三菱商事会社</p> <p>平成16年10月 三菱商事(株)シンガポール支店</p> <p>平成18年7月 AGREX ASIA PTE LTD</p> <p>平成21年5月 三菱商事(株)飼料畜産部</p> <p>平成22年7月 同社農産部小麦粉チームリーダー</p> <p>平成28年9月 同社商品開発部長</p> <p>平成29年4月 日東富士製粉(株)常務執行役員</p> <p>平成29年6月 当社顧問 現在に至る</p> <p><重要な兼職の状況> 日東富士製粉(株)常務執行役員</p>	なし

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. ※は新任取締役候補者であります。

3. 責任限定契約について

責任限定契約を締結する予定はありません。

4. 小島 敏宏氏は、社外取締役候補者であります。

5. 取締役候補者の選任理由

① 小島 敏宏氏は、日東富士製粉(株)の執行役員営業本部副本部長であり、製粉業界に関する豊富な知識・経験を有しておられることから、社外取締役としての監督機能を果たせる適任人材であると判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

② 伊藤 勇氏は、日東富士製粉(株)の常務執行役員であり、海外経験が豊富でグローバルな観点から食品業界の豊富な経験・実績・見識を有しておられることから、持続的な企業価値の向上のために適任な人材であると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会の終結の時をもって監査役 堀江 博、乾 哲也の両氏は任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	ほり え ひろし 堀江 博 (昭和23年12月7日生)	昭和46年4月 兵庫県警察官拝命 平成11年10月 刑事部科学捜査研究所長 平成12年10月 刑事部暴力団対策課長 平成14年3月 豊岡警察署長 平成15年10月 刑事部参事官兼刑事企画課長 平成18年3月 警視正 平成18年3月 組織犯罪対策局長 平成19年3月 尼崎南警察署長 平成21年3月 警視長 平成21年3月 兵庫県警察退職 平成21年6月 (株)神明常勤監査役 平成25年6月 当社社外監査役 現在に至る <重要な兼職の状況> (株)神明常勤監査役	なし
2	※ たか た よし のり 高田 吉則 (昭和38年4月23日生)	昭和62年4月 日東製粉(株)(現日東富士製粉(株)) 入社 平成14年4月 日東富士製粉(株)埼玉工場課長 平成21年4月 同社経理部次長 平成25年4月 同社経理部副部長 平成27年4月 同社経理部マネージャー 平成28年5月 同社経理部長 現在に至る <重要な兼職の状況> 日東富士製粉(株)経理部長	なし

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※は新任監査役候補者であります。
3. 責任限定契約について
責任限定契約を締結する予定はありません。
4. 堀江 博氏および高田 吉則氏は、社外監査役候補者であります。
なお、堀江 博氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、本議案の承認を得た場合は、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 監査役候補者の選任理由
- ① 堀江 博氏は、公務の経験が長く、豊富な知識と経験を有するとともに、(株)神明の監査役を務めておられることから、これらの幅広い見識に基づき、中立・客観的な立場で監査役としての役割・責務を適切に果たすことができるものと判断し、引き続き社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終了の時をもって4年となります。
- ② 高田 吉則氏は、日東富士製粉(株)の経理部長であり、財務および会計に関する豊富な知識・経験を有しておられることから、中立・客観的な立場で監査役としての役割・責務を適切に果たすことができると判断し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

以 上

【ご参考】

単元株式の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画（平成19年11月27日公表）」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目標にした取組みを進めており、その期限を平成30年10月1日にすることを平成27年12月17日に公表いたしました。以上を踏まえ、今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、数個の株式を合わせてそれよりも少数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

この株式併合により、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）に調整できると考えております。

Q 3. 資産価値への影響はありますか？

A 3. 株式併合は、各株主様の所有株式数を一律・按分比例的に減少させるものですし、株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向などの要因を別とすれば、株主の皆様がお持ちの株式の資産価値が変わるものではありません。

例えば、現在1,000株お持ちの方の株式数は100株となりますが、1株当たりの純資産額は10倍になりますので、資産価値に変動はありません。

Q 4. 受け取る配当金への影響はありますか？

A 4. 株主様の所有株式数は10分の1になりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、今後の業績の変動など他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 5. 最低投資金額への影響はありますか？

A 5. 理論上ですが、最低投資金額は現在と変わりません。

〔具体例〕平成29年3月30日の終値（373円）を元にした試算

時期	株価	単元株式数	最低投資金額
併合前	373(円)	1,000(株)	373,000(円)
併合後	3,730(円)	100(株)	373,000(円)

Q 6. 所有している株式と議決権はどのようにになりますか？

A 6. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。

具体的には、株式併合および単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決件数	所有株式数	議決件数	端数株式
例①	5,432株	5個	543株	5個	0.2株
例②	1,000株	1個	100株	1個	なし
例③	999株	なし	99株	なし	0.9株
例④	345株	なし	34株	なし	0.5株
例⑤	1株	なし	なし	なし	0.1株

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合（上記の例①、③、④、⑤のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払させていただきます。なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続をご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

また、効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合（上記の例⑤のような場合）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q7. 株主は何か手続が必要ですか？

A7. 株主様が、当社や証券会社に対して、特段の手続が必要になることはありません。（ただし、ご所有の株式が10株未満の場合は、株式併合により1株未満の端数株式となるため、これを当社がまとめて処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払させていただきます。）

Q8. 株式併合後も単元未満株式の買取りをしてもらえますか？

A8. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q9. 今後はどのようなスケジュールになりますか？

A9. 次のとおり予定しております。

平成29年5月11日	取締役会決議日
平成29年6月29日	定時株主総会決議日
平成29年9月26日	1,000株単位での売買最終日
平成29年9月27日	100株単位での売買開始日
平成29年10月1日	単元株式数の変更および株式併合の効力発生日
平成29年11月中旬	株式割当通知の発送（予定）
平成29年12月上旬	端数株式相当分の処分代金のお支払い（予定）

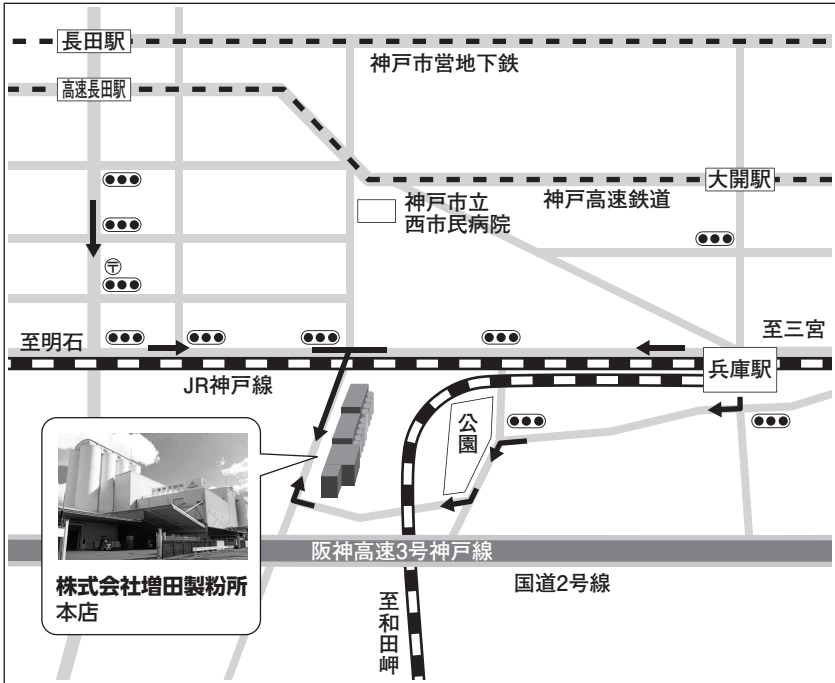
※お問い合わせ先

当社の株主名簿管理人：三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号
電話：0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝祭日を除く）

株主総会会場ご案内図

会場 神戸市長田区梅ヶ香町一丁目1番10号
当社本店3階会議室
電話 078 (681) 6701 (代表)

会場付近の略図



<交通機関> J R 兵庫駅より徒歩10分
市営地下鉄 長田駅より徒歩12分
神戸高速鉄道 高速長田駅より徒歩12分
神戸高速鉄道 大開駅より徒歩15分

※ なお、駐車場は駐車台数に限りがありますので、
できるだけ公共交通機関をご利用ください。